
令和6年10月に支払われる年金から「森林環境税」が特別徴収されます

平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」が創設されました。

この「森林環境税」は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税で、令和6年度から年額1,000円を市町村が徴収します。

当共済組合が支給する年金から個人住民税が特別徴収されている年金受給者の方は、個人住民税とあわせて森林環境税が年金から特別徴収されます。

なお、令和6年度に限り年度後半(令和6年10月分:400円、12月分:300円、2月分:300円)にまとめて森林環境税の全額が特別徴収されます。

(参考)総務省ホームページ「[森林環境税及び森林環境譲与税について](#)」